

船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、親世帯と子育て世帯が近居又は同居をするための住宅取得に伴う費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができる環境の構築を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 親世帯 子育て世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの親が含まれる世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（出産予定の子どもを含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (3) 近居 親世帯と子育て世帯が同一の小学校区内又は直線距離が1.2キロメートル以内に居住することをいう。ただし、同居を除く。
- (4) 同居 親世帯と子育て世帯が市内において同一の住宅に居住することをいう。
- (5) 最低居住面積水準 別表に定める基準をいう。

(対象世帯)

第3条 対象となる世帯は、新たに建築又は購入した市内の住宅に、当該年度の4月1日から3月31日の間に転居したことにより、親世帯と子育て世帯が近居又は同居し、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

なお、転居日は住民票の異動をもって確認する。

ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 転居した世帯の転居後の住所が、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 次条に規定する助成対象者を含む世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けていないこと。
- (4) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者がいないこと。
- (5) 親世帯又は子育て世帯のいずれかが、第8条の規定による申請をする日の時点において1年以上市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、前条に規定する住宅を建築又は購入した者で、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 前条に規定する親世帯又は子育て世帯の世帯員であること。
- (2) この要綱による助成を過去に受けていないこと。

(助成対象住宅)

第5条 前条に規定する助成対象者が、この要綱により助成を受けるためには、次に掲げる住宅の要件を備えなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合する住宅であること。
- (2) 当該住宅が最低居住面積水準を満たすこと。
- (3) 昭和56年6月1日以降に工事に着手した住宅であること。ただし、昭和56年5月31日以前に工事に着手された住宅であっても、新耐震基準等を満たしていると認められる場合にあってはこの限りでない。

(助成金)

第6条 助成金の額は、10万円とする。

(事前届出書)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、住宅の建築又は購入に係る契約を締結する前に、船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業事前届出書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

(助成金の交付の申請)

第8条 前条の規定する届出をした者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者との親子の関係が証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 子育て世帯の第一子が誕生前である場合にあっては、母子健康手帳の写し
- (3) 市税納付確認書
- (4) 建物の売買又は工事請負契約書の写し及びこれらの代金を支払ったことを証する書類
- (5) 建築基準法に適合することを証する書類
- (6) 建物の築年数がわかる書類

(7) 新耐震基準等を満たすことがわかる書類。ただし、次のイ～ハに掲げる事項が確認できる場合には、新耐震基準を満たすものとして、書類の提出は不要とする。

- イ 1～3階建てで昭和57年6月以降に竣工
- ロ 4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工
- ハ 10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工

(8) その他市長が必要があると認める書類

(助成金の可否決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成可否決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたと認める場合その他相当の理由があると認める場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の交付決定を取り消したときは、船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により助成金の返還を求めるときは、船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業助成金返還請求書（第5号様式）により交付決定者に請求するものとする。

(関係書類の整備)

第12条 助成金の交付を受けた者は、親世帯・子育て世帯近居同居支援事業に係る経費の收支を明らかにした書類を10年間整備しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年度中の申請に係る第3条の適用にあっては、同条中「当該年度の4月1日から3月31日」とあるのは「令和5年12月1日から令和7年3月31日」と読み替えるものとする。

3 令和6年6月30日以前に住宅の建築又は購入に係る契約を締結した場合における令和6年度中の申請にあっては、第7条の規定は適用しない。

4 令和6年6月30日以前に住宅の建築又は購入に係る契約を締結した場合における令和7年度以降の申請に係る第7条の適用にあっては、同条中「住宅の建築又は購入に係る契約を締結する前」とあるのは「令和6年度中」と読み替えるものとする。

別表

最低居住面積水準				
世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準				
① 単身者	25 m ²			
② 2人以上の世帯	$10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$			
■世帯人数別の面積例				
	世帯人数別の住戸専用面積(例)(単位:m ²)			
	単身	2人	3人	4人
最低居住面積水準	25	30【30】	40【35】	50【45】
【】内は3~5歳児が1名いる場合				
注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。				
注2) 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。				
注3) 申請書を受理した時点での年齢で算定する。ただし、出産予定は0歳児として算定する。				